

平成 21 年度統計法施行状況に関する
審議結果報告書（案）

平成 22 年 9 月 30 日
統 計 委 員 会

はじめに

約 60 年ぶりに全部改正された新しい「統計法（平成 19 年法律第 53 号）」（以下「法」という。）では、法第 4 条の規定により「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定することとされており、平成 21 年 3 月 13 日、統計分野における初の 5 ヶ年計画とも言える基本計画が閣議決定された。

この基本計画には、公的統計の整備に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策など、様々な取組事項が盛り込まれ、これら事項の着実な推進のため、総務大臣は法第 55 条第 2 項の規定により、毎年度、統計委員会に対して法の施行状況を報告することとされており、本年 6 月に計画期間の初年度にあたる「平成 21 年度統計法施行状況報告」（以下「法施行状況報告」という。）を報告してきたところである。

本報告書は、法施行状況報告について、統計委員会基本計画部会及びその下に設置された 3 つのワーキンググループでの審議結果及びそれを踏まえた行政機関の長に対する意見を統計委員会として取りまとめたものである。

この報告書は、「本編」及び「資料編」の 2 編構成となっており、「本編」は、検討の経緯、各ワーキンググループや基本計画部会における検討結果など、意見の取りまとめまでを概括することができる内容になっている。

また、「資料編」は、「統計法施行状況審議の進め方（平成 22 年 6 月 18 日基本計画部会決定）」、「公的統計の整備に関する喫緊の課題とその対応に関する基本的考え方（平成 22 年 6 月 18 日統計委員会決定）」を添付している。

平成 21 年度 統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について(概要)

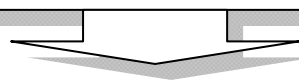
平成 22 年 9 月 30 日
統 計 委 員 会

経緯等

- ・統計委員会は、毎年度、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げる事項等に関する各府省の取組状況（統計法施行状況）について、総務大臣からの報告を受けて、当該施行状況を審議し、その結果を報告書としてとりまとめ、公表
- ・今回の審議は、新統計法が平成 21 年 4 月に全面施行されてから初めて実施するもの

審議結果

統計整備の重要度、緊急度が高いなどの重要な事項について、取り組むべき統計整備等の方向性を取りまとめ（政府の統計体系全体に及ぼす影響が大きいなど、所管する府省における重要課題として取り扱うことが望ましいと考えられるものについては、所管大臣に意見として提示）



重要な事項に関する統計整備等の方向性

（意見として提示した事項）

国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化【対 内閣総理大臣】

- ・新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表の策定等
- ・高い知見を有する研究者、中核的職員等による責任体制の明確なプロジェクトチームによる対応ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用【対 総務大臣】
- ・基盤的・共通的な統計データ等のレジスターへの収録等の検討、レジスター内の統計データの時系列的整備等の推進
- ・各府省のデータ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用等の推進

（その他の重要な事項）

ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

- ・雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析
- ・少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計等に必要調査項目の追加等
- 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備
- ・関係府省が共同で既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を提示
- ・非正規雇用の雇用形態別雇用者数を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討等
- オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供
- ・統計データの高度かつ多様な研究分析を通じて、学術研究はもとより社会の発展への寄与が期待
- ・ニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査の拡大や利用目的の範囲の検討等を推進
- 統計職員等の人材の育成・確保
- ・精度の高い統計作成、国際的な標準化の対応等、人材の育成・確保には計画的な実施が不可欠
- ・政府横断的な研修機能の活用や大学等の研究者との連携など、統計職員の専門性向上のための方策について検討
- 行政記録情報等の活用
- ・統計調査予算の確保が困難になる中、報告者の負担軽減等の観点からも、引き続き重要な課題
- ・行政記録情報等の保有機関や国民との間の信頼関係の構築を図りながら、活用の推進について調査研究

目 次

【本 編】

| | |
|--|----|
| 検討の経緯等 | 1 |
| 1 審議の進め方 | 1 |
| 2 課題（重要検討事項）の選定方法 | 2 |
| 3 意見の取りまとめについての考え方 | 2 |
| 各ワーキンググループの検討結果等 | 4 |
| 1 第1ワーキンググループ関係 | 4 |
| （1）検討内容 | |
| （2）ワーキンググループの意見 | |
| 2 第2ワーキンググループ関係 | 6 |
| （1）検討内容 | |
| （2）ワーキンググループの意見 | |
| 3 第3ワーキンググループ関係 | 9 |
| （1）検討内容 | |
| （2）ワーキンググループの意見 | |
| 4 複数のワーキンググループで検討された共通的事項に係る基本計画部会と しての整理 | 12 |
| 基本計画部会の検討結果(平成22年9月30日 統計委員会採択) | 14 |
| 1 各ワーキンググループから提示された意見についての検討 | 14 |
| 2 基本計画部会の意見 | 16 |

【資料編】

| | |
|--|----|
| （資料1）統計法施行状況審議の進め方(平成22年6月18日 基本計画部会決定)..... | 19 |
| （資料2）公的統計の整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的考え方 （平成22年6月18日 統計委員会決定）..... | 23 |
| （資料3）統計委員会委員名簿（基本計画部会委員名簿）..... | 35 |
| （参考1）平成21年度 統計法施行状況報告（平成22年6月18日 総務省） http://www.stat.go.jp/info/guide/public/seisaku/ho100618.htm | |
| （参考2）各WGの審議状況 http://www5.cao.go.jp/statistics/2010wg/2010wg.html | |

(本編)

検討の経緯等

法第 55 条第 2 項に基づき、総務大臣は、毎年度、法の施行状況に関する行政機関の長等からの報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告することとされている。

また、統計委員会は、総務大臣から報告があったときは、同条第 3 項に基づき、法の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べるができることとされている。

平成 21 年度の法の施行状況については、平成 22 年 6 月 18 日に開催された第 35 回統計委員会において、総務大臣(政策統括官(統計基準担当))から報告されたところであるが、引き続き、法及び基本計画に沿った統計行政を着実かつ計画的に推進するため、報告内容について審議し、統計委員会としての意見を取りまとめた。

1 審議の進め方

(1) 体制

法の施行の状況に関する事項は、基本計画部会の所管であることから、同部会で審議することとした。また、審議の対象は法律の施行状況全般であり、広範多岐にわたることから、同部会の下に、次に掲げる分野別の 3 つのワーキンググループ(WG)を設置して検討することとした。

| | 検討分野 | 構成員 |
|--------|---------------------------|----------------------|
| 第 1 WG | 経済統計・国民経済計算・ビジネスレジスター関連部分 | 深尾委員、縣委員、佐々木委員、首藤委員、 |
| 第 2 WG | 人口・社会統計関連部分(労働関連統計を含む) | 阿藤委員、井伊委員、椿委員、津谷委員 |
| 第 3 WG | 統計データの二次的利用、人材育成等の府省横断的事項 | 廣松委員、安部委員、宇賀委員、山本委員 |

(注) 構成員の欄の「」は座長。なお、各ワーキンググループの会合には、構成員以外の委員も参加できる運用とした。

(2) 手順

各ワーキンググループにおける検討(共通)

委員から重点的に取り上げるべき課題(重要検討事項)を提示

提示された課題について、事実関係等について確認する必要がある場合には、当該課題を所管する府省に対してヒアリング又は書面による回答を要請

所管府省からのヒアリング及び書面による回答の結果を踏まえつつ意見を集約

基本計画部会における意見の取りまとめ

ワーキンググループで集約した意見を基に、基本計画部会において、統計委員会の意見として出すべきものを取りまとめ

(3) スケジュール

以下のスケジュールで審議を実施

平成 22 年

- 6 月 18 日 総務大臣から統計委員会に対し、「平成 21 年度 統計法施行状況報告」を提出。基本計画部会において審議の進め方を決定
- 7 月～ 8 月 各ワーキンググループで審議（審議状況は 7 月 16 日の第 24 回基本計画部会に中間報告）
- 8 月 20 日 各ワーキンググループの検討結果を第 25 回基本計画部会に報告
- 9 月 8 日 第 26 回基本計画部会において、審議結果及び意見を取りまとめ
- 9 月 30 日 第 38 回統計委員会において審議結果及び意見を決定。審議結果を公表するとともに、関係大臣宛に意見を提示

2 課題（重要検討事項）の選定方法

以下に掲げる「基本的なメルクマール」や「公的統計の整備に関する喫緊の課題とその対応に関する基本的考え方（平成 22 年 6 月 18 日 統計委員会決定）」、該当する事項の実施時期等を参考にしながら、重要検討事項を選定することとした。

<基本的なメルクマール>

政策運営、国民にとって合理的な意思決定等の観点から統計整備の重要度、緊急度の高い事項であること

例えば、他の多くの統計調査や後続調査などと密接な関係を持つなど、統計体系上重要な位置付けを持つ統計に関する事項

その事項が実現したときの政府全体の統計整備における効果、影響が大きい、あるいは広範に及ぶものであること

例えば、複数（多く）の府省が関係している政府横断的な取り組みに関する事項

3 意見の取りまとめについての考え方

（1）意見の取りまとめに向けて審議することの意義

平成 19 年に法が全面改正され、新法の下では、総務大臣が統計委員会の意見を聴いて作成し閣議決定した基本計画に基づき、政府の統計行政は計画的に進められることとなっている。

本審議は、法第 55 条に基づき、統計委員会が、基本計画を含む同法の施行状況について関係行政機関の長等に意見を述べることができることから、その意見の取りまとめに際し実施するものであるが、審議の過程で判明した事実関係や委員から提示された課題、統計整備の方向性等は、本報告書の公表等を通じて関係府省等との間で情報共有され、今後の統計委員会における審議等に活用されるものである。

（2）意見の対象とする事項

審議の過程で提示された統計整備等の方向性の中には、特に重要な課題であって、統

計部局にとどまらず、各府省における重要課題として対応していくことが望ましいと考えられるものがある。そのような事項については、統計部局の属する行政機関の長に意見を述べることにより、課題の解決に向けた動きを一層効果的に促進することが望ましいと考えられる。このような観点から、意見を提示することとする事項を選定することとした。選定にあたっては、以下に掲げる視点を総合的に勘案することとした。

< 意見を取りまとめる際の視点 >

国民の合理的意思決定や政府の政策判断において重要な役割を果たす統計に関するもの

他の重要な統計の母集団として使用されるなど、政府の統計体系全体に及ぼす影響が大きい統計に関するもの

新法の下で新たに基幹統計等と位置付けられ、精度の確保等について特段の配慮が必要となる統計等に関するもの

行政機関におけるリソースの在り方など、課題の解決に行政機関の長の判断が必要となるもの

現時点で指摘しておかないと、今後の円滑な業務の遂行に支障が生ずるおそれのあるもの

各ワーキンググループの検討結果等

1 第1ワーキンググループ関係

(1) 検討内容

- 1) 経済統計・国民経済計算・ビジネスレジスター関連部分のうち、基本計画で示されたスケジュール等を勘案して、本年度に意見を示すべきと判断し、重点的に議論を進めることとした課題は次の3点とした。

「産業関連統計の体系的整備」に関する考え方」で示された今後の対応
国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（年次・四半期推計に関する諸課題、統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用）
ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

- 2) 各課題については、関係府省に対するヒアリングや有識者からの意見聴取等を実施することにより、各府省における基本計画への取組状況を踏まえた改善点などの論点を抽出した上で、それぞれの論点について、取組の方向や検討事項等の明確化を行った。

(2) ワーキンググループの意見

審議の結果、当ワーキンググループでは、上記(1)-1)-及びの2点について、以下のとおり、意見を取りまとめることとした。なお、上記(1)-1)-については、関係機関において基本計画に示した方向性に、おおむね沿った形で検討が進められていると判断し、引き続き状況を見守ることとする。

- 1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（年次・四半期推計に関する諸課題、統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用）

ア 施策の施行状況

- () 年次推計に関する諸課題

コモディティ・フロー法（以下「コモ法」という。）の推計対象を非市場産出である自社開発ソフトウェアに拡張、コモ法の間接消費と付加価値法の間接投入の連動による精度向上等

- () 四半期推計に関する諸課題

リビジョンスタディによる改定要因分析の実施、需要側基礎統計と供給側基礎統計の誤差処理の検討・導入、需要側推計値と供給側推計値の最適な統合比率の検討等

- () 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用

経済センサス導入に伴う推計方法の見直し等の取組強化や業務の効率化等に向けたプログラム開発等に対応するため、研究者や中核的職員を集中的に

投入

イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

- () 国民経済計算は、経済・社会に関する基本的な統計として、公的統計の根幹をなしているものであり、国の基本政策の立案及び決定に当たっての基礎資料となるほか、国際比較上重要な位置付けがなされているため、国際基準に準拠しつつ、精度を向上するための不断の取組が求められる。
- () 国民経済計算の精度の向上については、大別すると推計の基となる一次統計に関する課題と推計方法に関する課題があり、それぞれについて適時・適切に対応することが重要である。
- () 一次統計に関する課題は、関係府省の協力を得て検討を進めているところである。また、推計方法・システムは、国民経済計算に関するあらゆるデータを算出するための基盤となるものであるが、現行のシステムは、長期にわたり部分改修を行いながら運用しており、システム全体の整合性等をチェックすること等を効率的に行うことができず多大の時間を要する状況となっているため、それを改善していくことが基本計画に掲げられた事項を適切に解決する上で、不可欠の課題となっている。

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

上記のような状況からみて、基本計画に掲げられた事項を解決するためには、現行の推計方法・システムの部分的な改変ではなく、コモ法の拡充、三面推計による精度向上、93SNA の改定（2008SNA）への対応等を視野に入れた新しい推計方法の確立・システムの構築を図り、基本計画の実現に向けた取組を推進することが重要である。とりわけ、平成 28 年度に予定されている経済センサス - 活動調査の実施までに推計方法を確立することとされている年次推計については、早急に対応することが不可欠である。このため、内閣府は、以下の取組を実施すべきである。

- () 新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表を平成 22 年度中に策定する。工程表には、基本計画に定められた諸課題との関係を明記し、課題達成に着実に取り組む。また工程表には推計の基となる一次統計に関する包括的な課題の提示を含むこととする。なお、内閣府は一次統計の課題への対応促進のため、当該府省等との連携を強化する。
- () 推計方法の抜本的見直しや、新しいシステムの構築等を促進するため、高い知見を有する研究者、中核的職員、出向者等で構成される責任体制の明確なプロジェクトチームで対応することとする。

2) ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

ア 施策の施行状況

ビジネスレジスターの構築に向けた取組を実施

- () 統計データ・行政記録の収録

関係省庁をメンバーとする「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」を開催し、各種統計調査結果の収録方法や登記情報、労働保険データ、EDINET 情報等の収録方法等について検討中

() データベースシステムの拡充等

民間有識者を構成員とする「事業所母集団データベース研究会」を開催し、諸外国のビジネスレジスターについて情報収集・分析するとともに、データ登録等が容易になるような業務フローの見直し等を実施中

イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

() ビジネスレジスターは、各種統計調査のための母集団情報を提供するとともに、標本抽出の際に重複是正をすることにより、調査客体の負担軽減にも資するものである。また、各種統計調査結果及び行政記録情報を登録することによる新たな統計（ビジネスレジスター統計）を作成する機能も有するものである。

() 近年、厳しい財政状況が続いており、また、調査環境も引き続き厳しくなる中で、ビジネスレジスターは、限られた予算の中で高品質の統計を作成するための必須のシステムであり、着実に整備していくことが重要である。

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた統計データ及び行政記録のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。

その際、総務省は、基盤的・共通的な統計データの収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結論を早期に得て、各種統計調査に対する欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データの時系列的整備、各府省の統計データ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する。

2 第2ワーキンググループ関係

(1) 検討内容

1) 人口・社会統計関連部分のうち、基本計画で示されたスケジュール等を勘案して、本年度に意見を示すべきと判断し、重点的に議論を進めることとした課題は次の3点とした。

就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係（以下「ワークライフバランスの状況」という。）を詳細に分析するための関連統計の整備

人口移動の実態をより詳細に把握するための住民基本台帳の利活用の推進

企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働市場の実態を把握するための非正規雇用関係統計の整備

2) 各課題については、関係府省にヒアリング等を実施することにより、新たに整備すべき統計や既存統計に求められる改善点などの論点を抽出した上で、それぞれの論点について、取組の方向や検討事項等の明確化を行った。

(2) ワーキンググループの意見

審議の結果、当ワーキンググループでは、上記(1)-1)-及びの2点について、以下のとおり、意見を取りまとめることとした。なお、上記(1)-1)-については、関係機関において基本計画に示した方向性に、おおむね沿った形で検討が進められていると判断し、引き続き状況を見守ることとする。

1) ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

ア 施策の施行状況

- () 総務省は、「雇用失業統計研究会」において、就業と結婚等に関連する項目に関してより詳しく分析するために必要な集計事項について検討を行った。
- () 厚生労働省は、「厚生労働統計の整備に関する検討会」を立ち上げ、関連統計における就業と結婚等に関連する必要な調査事項の追加等について検討を行った。

イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

- () 我が国の雇用者数に占める非正規労働者の割合は増加する傾向にある。非正規労働者は、正規労働者に比べてキャリア形成や家族形成に困難を抱えるケースが多いため、非正規労働者割合の増加は、結果として少子化に拍車をかけるとみられている。
- () 企業による中核的人材の絞り込みにより、正規労働者においては、長時間労働が顕著となっており、仕事と家庭の両立が困難化している。これらも未婚化・非婚化につながり、少子化の大きな原因となっている可能性が指摘されている。
- () 現状では、このようなワークライフバランスの状況を的確に把握し、必要な政策を実行するための関連統計が十分に整備されているとは言い難い。なお、関連調査統計として、厚生労働省の縦断調査、出生動向基本調査が存在するが、小標本ゆえに地域別の実態を明らかにするには限界がある。

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

ワークライフバランスに関する包括的かつ多面的知見を得るため、雇用・労働と家族・世帯に関する統計について関係府省共同の検討会(研究会)を設置するなど、関係府省による横断的な検討が不可欠である。特に、以下の取組を実施することが必要である。

- () 雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的

に分析すること

- () 少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計と家族・世帯関係統計を検討し、両者を関連付けるために必要な調査項目を追加すること
- () ワークライフバランスの状況を明らかにするため、既存の大規模標本調査に「結婚時期」などの新しいワークライフバランス関連調査項目を追加する等の統計整備について検討を行うこと
- () 就業意欲、結婚意識、出産・子育て意識などワークライフバランスに関する意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと

2) 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

ア 施策の施行状況

- () 総務省は、「雇用失業統計研究会」において、以下の取組を実施した。
「雇用契約期間の把握に関するアンケート」を実施し、雇用者の雇用契約等の実態、雇用契約期間に関する理解度等の把握に努めた。
ILOの労働時間の測定に関する決議を踏まえ、年間総実労働時間の推計方法について検討を行った。
- () 厚生労働省は、「厚生労働統計の整備に関する検討会」において、以下の取組を実施した。
既存統計調査で把握している非正規雇用関連調査項目の整理を行った。
非正規雇用の雇用形態、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握可能かどうかについての検討を開始した。

イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

- () 我が国の雇用環境は、厳しい状況になっており、雇用格差問題（雇用条件の待遇均等・均衡問題、ワーキング・プア問題等）が社会問題化している。このため、効果的な雇用政策を実施するためには、雇用形態別の雇用者数の推移やそれぞれの間の賃金・所得・労働時間の格差及びそれらの変化等を的確に把握することが不可欠となっている。
- () しかしながら、総務省及び厚生労働省で実施している労働関連統計調査に関しては、世帯サイドから把握するデータと事業所サイドから把握するデータの間には相違が散見される。雇用形態間の格差実態を把握するためには、これらのデータの概念や把握方法の相違を明確に示すことが必要となっている。
- () 非正規雇用については、雇用構造調査、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査、雇用動向調査等の統計調査が実施されているものの、非正規雇用全体の状況を的確に把握することは困難である。また、各統計の相互の連携を意識した体系的な整備がなされているとは言い難い。

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

総務省と厚生労働省が共同で、正規・非正規雇用双方を調査対象とする統計調査の集計結果等の分析を実施し、既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すとともに、当該統計の体系的整備に向けた具体的課題を整理することが必要である。その上で、特に、以下のような取組を実施することが重要である。

- () 非正規雇用（不本意型を含む）の雇用形態別雇用者数（男女・年齢別、学歴別など）、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討を行うこと
- () 労働者の自発的な離職・転職等のほか、雇用主側の事情による雇用調整や雇用形態の転換及びそれらに伴う賃金・所得の変化を継続的に把握できるような統計整備の検討を行うこと
- () 非正規雇用者の実情を把握するための意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと

3 第3ワーキンググループ関係

(1) 検討内容

- 1) 統計データの二次的利用等の府省横断的事項のうち、基本計画で示されたスケジュール等を勘案して、本年度に意見を示すべきと判断し、重点的に議論を進めることとした課題は次の2点とした。

オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供について

統計職員等の人材の育成・確保について

- 2) 各課題については、関係府省に対するヒアリング等を実施することにより、各府省における基本計画への取組状況を踏まえた改善点などの論点を抽出し、それぞれの論点について、取組の方向や検討事項等の明確化を行った。

(2) ワーキンググループの意見

審議の結果、当ワーキンググループでは、上記(1)-1)の2点について、以下のとおり、意見を取りまとめることとした。なお、「統計職員等の人材の育成・確保について」の意見は、平成21年度の施行状況を踏まえ、平成22年度から計画されている措置方策への提案として取りまとめたものである。

- 1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供について

ア 施策の施行状況

- ()平成 21 年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計のサービスを開始した統計調査は、法人企業景気予測調査(内閣府と財務省の共管)、国勢調査(総務省)、学校基本調査(文部科学省)、賃金構造基本統計調査(厚生労働省)、農林業センサス、漁業センサス(以上農林水産省)の 6 調査であり、提供件数は 4 件であった。また、匿名データの提供を開始した統計調査は、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査、社会生活基本調査(以上いずれも総務省)の 4 調査であり、提供件数は 20 件であった。
- ()さらに、平成 21 年度中に、国の行政機関が、法第 33 条第 2 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は、54 件であった。

イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

- ()二次的利用は、新法の施行に伴い平成 21 年度から開始されたものの、利用件数の実績については 24 件にとどまっている。この理由としては以下が挙げられる。
 - ・二次的利用可能な統計調査の数がまだ少ない。また、提供されているデータの対象期間も限られており、平成 21 年度末にサービスが開始された統計調査もある。一方、総務省が行っている統計ニーズに関するアンケートの結果によると、二次的利用が可能な統計調査以外の統計調査に対しても、今後早期のサービス開始を求めるニーズが存在している。
 - ・さらに、同アンケートの結果によると、二次的利用のサービスの開始や制度内容を知る者が約四分の一にとどまっており、潜在的な利用者に制度が十分認知されていない。
 - ・また、統計ニーズに関するアンケート結果によると、利用目的の拡大に対するニーズが寄せられている一方、実際に利用できる目的が現在は学術研究目的又は高等教育目的等に限定されている。
- ()法第 33 条に基づく調査票情報の利用については、厳格な運用が必要であるが、手続が煩雑で時間がかかるため、手続の円滑化を求める声がある。

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

- ()基本計画に掲げられた二次的利用について、引き続き以下の事項を推進する。
 - ・各府省は、今後、利用者のニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査について順次拡大していく必要がある。
また、秘密の保護等を確保しつつ、現在、一定期間を置いて作成している匿名データについて、その期間をより短くしたり、過去長期にわたって二次的利用の対象としていく必要がある。
 - ・総務省は、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要がある。
 - ・各府省は、二次的利用に対する制度、手続、二次的利用可能な統計調査の

周知を図る必要がある。また、情報管理について利用者側の意識向上に努める。

・各府省は、利用手続きについて、利用者のニーズを把握し改善に努める。

- () 各府省は、法第 33 条に基づく調査票情報の利用について、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要がある。また、総務省はオンサイト利用についての検討を進める際に法第 33 条に基づく調査票情報の利用の手続の簡素化の検討を行う。

2) 統計職員等の人材の育成・確保について

ア 施策の施行状況

- () 中核的職員の計画的な育成・確保については、各府省でそれぞれ状況が異なるが、おおむね以下のような取組が行われている。

- ・統計調査や統計分析業務に必要な研修
- ・統計の利用部局と作成部局間の人事異動を通じた人材の育成
- ・他府省の統計関係課との人事交流

また、一部の府省では、大学等の研究機関との人事交流も実施されている。

- () 国際統計分野で活躍できる職員の養成についても、各府省で取組は異なるが、職員の英語研修とともに、国際機関や開発途上国等への専門家派遣、国連や OECD 等の国際統計関係会議への出席が実施されている。

イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

- () 統計職員の育成に関しては、2、3年周期で全省的に人事異動させることが通例となっている中で、各府省は OJT や集合研修の実施、政策部局や他府省統計部局との人事交流などの取組に努めているところである。しかしながら、統計の品質を維持し、統計の国際的な舞台で議論をリードできるような、統計や政策分析などの専門性を備えた人材の育成・確保に当たっては、各府省の個々の取組には限界があり、政府横断的な取組が重要となっている。

- () 統計職員の専門性の向上のためには、学会や大学等の知見を活用することが重要であるが、現在は統計職員と学界との交流は限定的であり、また、学界においても公的統計分野の若手研究者は必ずしも多いとは言えない状況にある。今後、学会等との連携を強化し、統計職員の育成とともに、学界における公的統計への理解と協力を得ることも重要である。

- () また、現在、各府省は、必要に応じてセミナーや研究会ごとに研究者の参加を求めているが、これらの情報も、必ずしも共有されているわけではない。長期的な意味での人材育成、統計の質の向上の観点からは、各府省が開催しているセミナー・研究会などの開催情報をオープンにし、広く研究者や各府省職員の参加を可能とするとともに、その結果についても共有できるような仕組みを構築することが必要である。

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

総務省及び各府省は、専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策の研究を平成 22 年度から実施することとされている。また、各府省は、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する取組を平成 22 年度から実施することとされている。この取組、特に中核的職員の育成に当たっては、上記イの現状を踏まえ、以下のような方策も含めて検討を進める必要がある。

- () 統計の国際的な標準化などへの対応能力向上にも資するよう、政府横断的な研修機能の活用など、政府全体として統計職員の専門性向上に取り組むこと
- () 政策の評価・分析など統計をより効果的に活用するための分析能力の向上を図ること
- () 高度な統計分析の能力獲得を恒常的に行うための仕組みや、研修内容の充実を図ること（例えば、留学制度の活用、比較的若い研究者を任期付きの常勤または出勤日数の高い非常勤として招へいすることなどを通じた職員との共同研究の実施、研修内容への大学及び大学院の講義の活用など）
- () 他府省や研究者からの参加や研究成果の公表が差し支えないと考えられるシンポジウム、セミナー、研究会などの研究集会に関する開催情報・研究成果等については、ホームページを活用するなどして広く情報共有を図るとともに、研究集会に他府省の職員や一般の研究者が参加する機会を可能な限り提供し、相互の交流の促進を図ること

4 複数のワーキンググループで検討された共通的事項に係る基本計画部会としての整理

行政記録情報等の活用については、各ワーキンググループにおいてそれぞれの分野に関する具体的な事項が審議されたが、統計部局と行政記録情報等の保有機関との間の調整が必要となる点等において共通する課題であることから、8月20日に開催された第25回基本計画部会において、その取扱いについて検討した。検討した結果、以下の点について確認された。また、これらの点を踏まえつつ、行政記録情報等の活用の推進について、更に調査研究を進めることとした。

- ・ 統計調査予算の確保が困難になる中、報告者の負担軽減等の観点からも、行政記録情報等の活用は、引き続き重要な課題であると考えられる。
- ・ 行政記録情報等を統計に活用することについて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）で禁じられているわけではない。しかし

ながら、その推進のためには、行政記録情報等の保有機関や国民との間の信頼関係の構築が重要なポイントとなる。

- ・行政記録情報等の保有機関の理解を得るためには、具体的な活用方法及びそれによってもたらされるメリット等について明らかにすることが重要である。
- ・行政記録情報等の活用に関しては、基本計画の別表の中で、電子化等の推進状況を踏まえて検討することとするなど条件を付している場合があり、今後その進捗状況を注視するとともに、活用の可能性に関して引き続き検討する。

基本計画部会の検討結果(平成22年9月30日 統計委員会採択)

1 各ワーキンググループから提示された意見についての検討

(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

- ・国民経済計算は、加工統計であり、新法において初めて基幹統計と位置付けられたものであり、景気判断や国の経済活動の全体像を把握する上で利用されている。基幹統計として、精度の高いものとする必要があるものの、推計システムを長期に渡り部分改修してきたために、システム全体の整合性を効率的にチェックすることが困難な状況になっている。このような状況下で、年次推計の諸課題(支出、生産及び所得の三面からの精度検証等)や、四半期推計の諸課題(リビジョンスタディを踏まえた推計方法改善)などの課題に対応するため、現行の推計方法・システムを抜本的に改善する必要に迫られている。
- ・国民経済計算の作成部局は、一次統計の作成部局と連携して推計精度の向上等を進めてきているが、これまでの経験から、基本計画の諸課題への対応に係る作業の工程表を作成し、一次統計の作成部局と共有することにより、より効率的な作業の推進が期待できるものと考えられる。
- ・また、工程表に沿って進める作業の質・量を勘案すると、責任体制の明確なプロジェクトチームで対応することについては、内閣府の重要課題として取扱うべきものと考えられる。

(2) ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用

- ・ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)は、新法において初めて法律上の位置付けを与えられたものであり、今後の統計調査における母集団情報の提供、重複是正、レジスター統計の作成において、重要な役割を果たすものである。
- ・ビジネスレジスターは、総務省が中心となって、平成21年に初めて実施された経済センサス-基礎調査-の結果を軸に、他の基幹統計調査の結果や行政記録情報等を収録することにより、より精緻なものにするべく作業を進めている。
- ・統計データ及び行政記録情報等の収録等については、関係府省の協力を得て、実施しているが、国内の全産業の事業所・企業に関する従業員数、経理事項等を漏れなく収録するという作業の質・量に着目して、必要な統計リソースの確保及び関係府省とのより一層緊密な連携を推進する必要があるものと考えられる。

(3) ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

- ・現状では、我が国におけるワークライフバランスの状況を的確に把握するための

関連統計が十分に整備されているとは言い難いとの指摘がある。

- ・このため、統計整備の方向性については、関係府省共同の検討会（研究会）を設置するなど、関係府省横断的な検討が不可欠である旨が提示されたところである。
- ・一方、関係府省は、基本計画の内容を踏まえ、「雇用失業統計研究会（総務省）」や「厚生労働統計の整備に関する検討会（厚生労働省）」において、ワークライフバランスの状況をより詳しく分析するための統計整備について検討を進めている。
- ・しかしながら、本件に関しては、現状においては、関係府省横断的な検討が十分に進んでいるとは言い難い。この点も含め、本件については、関係府省における関連統計整備に関する検討体制や検討内容の改善を期待し、今後とも注視していくこととしたい。

（４）非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

- ・非正規雇用の実態については、既存の雇用・労働統計において把握されているものの、各統計間の連携を意識した体系的な整備がなされておらず、非正規雇用全体の状況を的確には把握することは、困難であるとの指摘がある。
- ・このため、統計整備の方向性については、関係府省が共同で、既存の雇用・労働の鳥瞰図を提示するとともに、当該統計の体系的整備に向けた具体的な課題を整理することが必要である旨が提示されたところである。
- ・一方、関係府省は、基本計画の内容を踏まえ、「雇用失業統計研究会（総務省）」や「厚生労働統計の整備に関する検討会（厚生労働省）」において、非正規雇用の実情をより詳しく分析するための統計整備について検討を進めている。
- ・しかしながら、本件に関しては、現状においては、関係府省横断的な検討が十分に進んでいるとは言い難い。この点も含め、本件については、関係府省における関連統計整備に関する検討体制や検討内容の改善を期待し、今後とも注視していくこととしたい。

（５）オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）等について

- ・オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供（二次的利用）については、新法において調査票情報の新たな利用形態として創設された制度であり、統計データの高度かつ多様な研究分析等が促され、統計が学術研究はもとより社会の一層の発展に寄与することが期待されている。このためには、利用者のニーズを踏まえて、対象となる統計調査を順次拡大する等の改善を続け、着実に利用実績を上げていくことが重要である。
- ・平成 21 年度については、二次的利用が十分に進んでいるとは言い難く、法第 33 条に基づく調査票情報の利用を含めて様々な課題も明らかになってきたものの、

まだ実施初年度であったことに鑑み、今後の各府省の積極的な取り組みに期待して引き続き動向を注視したい。

(6) 統計職員等の人材の育成・確保について

- ・統計は専門性の高い分野であることから、精度の高い統計を作成し、また、統計の国際的な標準化などの取り組みに積極的に貢献するためには、人材の育成・確保を計画的に実施することが不可欠である。
- ・高度な専門性を有する統計職員の育成は極めて重要な課題ではあるが、今回提示した方向性は、平成 22 年度から計画されている措置方策への提案として取りまとめたものであることから、今後の検討の進展を注視することとしたい。

2 基本計画部会の意見

以上の検討を踏まえ、法第 55 条第 3 項の規定に基づき、「国民経済計算の整備と一次統計との連携強化（年次・四半期推計に関する諸課題、統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用）」について内閣総理大臣に、「ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用」について総務大臣に、意見を提示することが適切であると考えます。

意見の内容は以下のとおりである。

国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（年次・四半期推計に関する諸課題、統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用）

ア 施策の施行状況

() 年次推計に関する諸課題

コモディティ・フロー法（以下「コモ法」という。）の推計対象を非市場産出である自社開発ソフトウェアに拡張、コモ法の間接消費と付加価値法の間接投入の連動による精度向上等に取り組んでいる。

() 四半期推計に関する諸課題

リビジョンスタディによる改定要因分析の実施、需要側基礎統計と供給側基礎統計の誤差処理の検討・導入、需要側推計値と供給側推計値の最適な統合比率の検討等に取り組んでいる。

() 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用

経済センサス導入に伴う推計方法の見直し等の取組強化や業務の効率化等に向けたプログラム開発等に対応するため、研究者や中核的職員の集中的な投入に努めている。

イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

- () 国民経済計算は、経済・社会に関する基本的な統計として、公的統計の根幹をなしているものであり、国の基本政策の立案及び決定に当たっての基礎資料となるほか、国際比較上重要な位置付けがなされているため、国際基準に準拠しつつ、精度を向上するための不断の取組が求められる。
- () 国民経済計算の精度の向上については、大別すると推計の基となる一次統計に関する課題と推計方法に関する課題があり、それぞれについて適時・適切に対応することが重要である。
- () 一次統計に関する課題は、関係府省の協力を得て検討を進めているところである。また、推計方法・システムは、国民経済計算に関するあらゆるデータを算出するための基盤となるものであるが、現行のシステムは、長期にわたり部分改修を行いながら運用しており、システム全体の整合性等をチェックすること等を効率的に行うことができず多大の時間を要する状況となっているため、それを改善していくことが基本計画に掲げられた事項を適切に解決する上で、不可欠の課題となっている。

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

上記のような状況からみて、基本計画に掲げられた事項を解決するためには、現行の推計方法・システムの部分的な改変ではなく、コモ法の拡充、三面推計による精度向上、93SNAの改定(2008SNA)への対応等を視野に入れた新しい推計方法の確立・システムの構築を図り、基本計画の実現に向けた取組を推進することが重要である。とりわけ、平成28年度に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに推計方法を確立することとされている年次推計については、早急に対応することが不可欠である。このため、内閣府は、以下の取組を実施すべきである。

- () 新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表を平成22年度中に策定する。工程表には、基本計画に定められた諸課題との関係を明記し、課題達成に着実に取り組む。また工程表には推計の基となる一次統計等に関する包括的な課題の提示を含むこととする。なお、内閣府は一次統計等の課題への対応促進のため、当該統計を所管する府省等との連携を強化する。
- () 推計方法の抜本的見直しや、新しいシステムの構築等を促進するため、高い知見を有する研究者、中核的職員、出向者等で構成される責任体制の明確なプロジェクトチームで対応することとする。

ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

ア 施策の施行状況

ビジネスレジスターの構築に向けた取組を実施

() 調査票情報及び行政記録情報等の収録

関係府省をメンバーとする「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」を開催し、各種調査票情報の収録方法や登記情報、労働保険データ、EDINET 情報等の収録方法等について検討中である。

() データベースシステムの拡充等

民間有識者を構成員とする「事業所母集団データベース研究会」を開催し、諸外国のビジネスレジスターについて情報収集・分析するとともに、データ登録等が容易になるような業務フローの見直し等を実施中である。

イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

() ビジネスレジスターは、各種統計調査のための母集団情報を提供するとともに、標本抽出の際に重複是正をすることにより、調査客体の負担軽減にも資するものである。また、各種調査票情報及び行政記録情報等を登録することによる新たな統計(ビジネスレジスター統計)を作成する機能も有するものである。

() 近年、厳しい財政状況が続いており、また、調査環境も引き続き厳しくなる中で、ビジネスレジスターは、限られた予算の中で高品質の統計を作成するための必須のシステムであり、着実に整備していくことが重要である。

ウ 取り組むべき統計整備等の方向性

総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた調査票情報及び行政記録情報等のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。

その際、総務省は、基盤的・共通的な調査票情報及び行政記録情報等の収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結論を早期に得ることが求められる。これらに基づき、総務省は、各種統計調査に対する欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データ等の時系列的整備、各府省の統計データ等の管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する必要がある。

(資料編)

統計法施行状況審議の進め方

2010年6月18日
基本計画部会決定

1 基本的な考え方

委員会への報告を受け、基本計画部会に審議を付託

具体的な審議は、基本計画部会の下に分野ごとに WG を設置し、それぞれの WG の座長を中心に委員全員が参加して審議

WG の審議に当たっては、各府省との意見交換に重点を置き、各府省からのヒアリングを含め掘り下げた検討を実施し、8月の中旬までに意見素案を作成

8月下旬以降、委員長及び各部会長において、意見素案を基に、全体の整理・調整、意見の絞り込み等を行なった上、基本計画部会において審議し、9月の委員会において、委員会としての意見を決定する。

2 具体的な進め方

6月18日(金) 委員会、その後基本計画部会

委員会へ総務省から統計法施行状況報告 基本計画部会に付託
(基本計画部会)

審議の進め方検討・了承、基本計画部会の下に3つのWGを設置
統計法施行状況報告についての補足説明、質疑等

6月委員会～8月上旬

各WGにおいて具体的検討(各WGは4回程度を開催を目的)

(検討事項)

- ・ 主要府省別のヒアリング・報告内容の確認(1回に1～2府省程度を指名、効率的・集中的に実施)
- ・ 意見作成対象事項の洗い出し、意見交換等
(意見素案の作成に必要な各府省への照会、調整等も実施)
- ・ 意見素案の作成(各WGにおいて、委員からの意見案を基に座長、座長代理を中心に整理、精査)

7月16日(金)基本計画部会(委員会開催後)

基本計画部会において、WGから報告、審議

- ・ 各WGにおける検討状況の報告・情報共有
- ・ 各WGに横断的に関係する事項に関するヒアリング・報告内容の確認等

8月20日(金)基本計画部会

意見案についての審議(1)

- ・ 委員長及び各部会長(WG 座長・座長代理)において、全体の整理・調整、意見の絞込みを行ないながら基本計画部会において取りまとめ
- ・ 並行して最終的な各府省との事実確認等を実施し、必要があれば基本計画部会で審議

9月上旬 基本計画部会

意見案についての審議(2)(可能な限り意見案の確定を目指す)

9月17日(金) 委員会

(場合によっては、委員会前に基本計画部会を開催し、部会としての意見案を確認)

委員会において、統計法施行状況に関する意見決定

基本計画部会における審議の進捗状況によっては、9月17日委員会後に基本計画部会を開催して意見案の審議を行い、9月下旬に、臨時の統計委員会を開催し、統計法施行状況に関する意見決定を行なうことも考えられる。

(WGの構成案)

- 第1WG : SNA、経済統計関係、ビジネスレジスター
- 第2WG : 人口、社会統計関係(労働関係統計を含む)
- 第3WG : 統計データ二次利用等

WG 座長・座長代理には、各部会長を充て、部会長以外の委員を含めて1WG 当たり4人で構成。なお、希望があれば、他のWGに参加することも可能とする

委員長は、3つのWGのいずれにも可能な限り参加できるものとし、全体の調整を図る

委員以外に必要なに応じて有識者から意見を聞くことができるものとする

法施行状況報告審議スケジュール

| 区分 月・旬 | | 委員会 | 基本計画部会 | ワーキンググループ |
|-----------|----|-------------------------|----------------------------------|--|
| 6月 | 上旬 | | | |
| | 中旬 | 6/18 報告・基本計画 部会付託 | 6/18 補足説明・質疑等 WG設置 | |
| | 下旬 | | | 主要府省別のヒアリング・報告内容の確認、意見作成対象事項の洗い出し・意見交換等 |
| 7月 | 上旬 | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 3つのWGを設置 WGごとに4回程度開催 </div> |
| | 中旬 | 7/16 | 7/16 WG検討状況報告 横断的事項のヒアリング等 | |
| | 下旬 | | | |
| 8月 | 上旬 | | | WGにおける意見素案の作成 |
| | 中旬 | | | 委員長及び各部会長による整理・調整等 |
| | 下旬 | 8/20 | 8/20 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 9月上旬を含めて3回程度開催し、意見案の審議・取りまとめ 並行して各府省と事実確認等 </div> |
| 9月 | 上旬 | | 臨時開催 | |
| | 中旬 | 9/17 意見決定 | 9/17（委員会前） 意見案の部会決定 | |
| | 下旬 | （臨時開催） （必要な場合） | | |

公的統計の整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的考え方

平成 22 年 6 月 18 日
統 計 委 員 会

1 はじめに

平成 22 年 5 月 21 日に開催された第 34 回統計委員会において、総務省から、「公的統計の統合に関する総務省案」(以下「統合プラン」という。)が報告され、議論が行われた。統計委員会での議論の結果、統合プランについては、統計委員会の検討チームを中心に専門的な検討を行い、同年 6 月 18 日に開催される第 35 回統計委員会においてその検討結果を報告することとなった。

本報告では、現下において公的統計が直面している様々な課題を踏まえ、公的統計の役割及び課題について確認した上で、統合プランに対する検討結果を含め、公的統計の整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的考え方を示す。

2 公的統計の役割

公的統計は、国民の合理的な意思決定や学術研究に活用されるものであるのみならず、政策判断の基礎として用いられるものである。このため、公的統計の整備に当たっては、統計法において、公的統計が「国民にとって合理的な意思決定を行なうための基盤となる重要な情報である」と位置づけられていることに即して、社会の様々な主体に有効に活用され得る情報基盤として整備することが重要である。

3 公的統計の課題

我が国の経済・社会を取り巻く環境が変化している中で、公的統計は様々な課題に直面しているが、特に重要なものとして以下の点が挙げられる。

(1) 公的統計の質の向上

国民が合理的な意思決定を行い、国や地方が「客観的証拠に基づく政策」(evidence-based policy)を企画・立案するためには、より質の高い公的統計が提供される必要がある。

今後は、政策立案に資する合理性・客観性を担保するための情報提供、経済・社会状況の変化に対応した統計ニーズの多様化・高度化への対応、さらには、諸外国の統計との比較可能性の向上が求められていることから、公的統計はその質を高めていく必要がある。特に、マクロ経済政策運営における国際的なインフラ

整備が必要となっている中、我が国の国民経済計算をより一層国際基準へ準拠させることや国際的な比較可能性を有する財政統計を整備することが重要である。

(2) 公的統計の体系的な整備

経済・社会を様々な観点から捉えるには、多様な統計を有機的に活用する必要がある。そうした意味から、各統計の統計全体の中での位置づけや、相互の連携を意識しながら、公的統計を体系的に整備していくことは、統計の有用性を確保する上で極めて重要である。

(3) 必要な統計リソースの確保

公的統計の作成・提供のための予算・人員に限りがある中で、公的統計が一定の精度を確保し、その役割を果たすためには、統計リソースの確保及び有効活用をより一層推進する必要がある。

特に、国民経済計算関連統計の整備、サービス産業関連統計の整備、新たな政策課題に対応可能な統計の整備を推進するための統計リソース確保が重要である。また、近年の統計調査環境の変化や、統計ニーズの多様化・高度化に対応するため、行政記録情報等の活用、統計データの二次的利用の推進、ビジネスレジスターの整備等に必要な統計リソースを充実させることも求められている。

4 公的統計の整備の方向性

上述したような、公的統計を取り巻く様々な課題を克服し、その役割を十分果たしていくためには、特に以下の分野における統計整備を優先的に進めていくことが必要である。

(1) 国民経済計算の整備と各種関連基礎統計の改善（詳細は別添1参照）

国民経済計算の精度向上のためには、国民経済計算と各種関連基礎統計の連携強化が不可欠である。今後実施されることとなっている経済センサス - 活動調査を含め、推計の基礎となる一次統計をより有効に活用できるよう、推計方法の抜本的見直しを進めつつ、精度向上を図ることが喫緊の課題である。

また、国民経済計算の基準年改定については、ベンチマークとしている産業連関表（基本表）の生産構造及び中間投入構造のより精確な把握方法を検討するとともに、国民経済計算と産業連関表（基本表）との更なる整合性向上を図ることが必要である。

(2) サービス産業関連統計の整備（詳細は別添2参照）

サービス産業の活動を明らかにし、質と量の両面を適切に把握するための統計は、個々の業種ごとにいわばモザイク状に整備されており、極めて不十分である

と指摘されていることから、今後とも継続的な整備が必要である。

特に、経済センサスを中心とした産業関連統計の体系的整備を通じて、サービス産業全体に関する統計の整備を行うとともに、事業規模・活動内容の多様性が著しいサービス産業の特性を踏まえ、社会的・政策的な統計ニーズの高いものから優先的に統計整備を進めていく必要がある。

(3) 新たな政策課題に対応可能な統計の整備（詳細は別添3参照）

少子高齢化の進展や労働市場の多様化・複雑化など、我が国の経済・社会状況は大きく変容している。このような環境変化を的確に分析し、必要な政策を実行し、評価するためには、適切な関連統計の整備が必要である。

特に、「新成長戦略（基本方針）」では、地球温暖化対策や少子高齢化対策といった政策課題の解決を通じて、雇用を創造し、国民生活の向上を目指すこととされている。このため、今後促進されるグリーン・イノベーションやライフ・イノベーションの進捗状況等を正確に把握できるような統計を整備し、関連政策の評価・検証を適切に実施できる環境を整えることが重要となっている。また、我が国の経済・社会状況を的確に把握するため、従来の経済成長を中心とした観点だけでなく、生活の質（quality of life）や持続可能性等も含めた多面的・総合的な観点からの指標の開発¹が求められている。

5 統合プランに対する考え方

統合プランは、報告者（国民、企業等）の負担軽減や、公的統計の統一性の向上及び体系的整備の観点から、一般統計調査を含めて既存統計を見直したという点において評価できる。例えば、所管の異なる製造業の生産動態に関する統計の統合、企業を対象とした全業種横断的な統計の整備、同様な調査を統合することによる住宅・土地に関する統計の体系的整備などを検討の対象としており、統合プランの具体化が実現すれば、統計利用者サイドからの有用性は高まると考えられる。

一方、統合プランの具体化に当たっては、上記2～4において整理した公的統計の役割・課題・整備の方向性を踏まえ、公的統計に対する新たなニーズへの対応と、既存統計の見直し・効率化のバランスをとることが重要である。また、統合に併せて、調査項目の追加や雇用保険情報・税務データなどの行政記録の活用等を図ることにより、より効率的に「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）の趣旨を実現する工夫をすることが必要である。

¹ 「新成長戦略（基本方針）」においては、国民の「幸福度」を表す新たな指標を開発することが示されている。

このため、統計委員会としては、基本計画に沿った政府全体の継続的な取組が不可欠であるとの共通認識の下、統合プランを基本計画の具体化案の一つとして位置づけ、統計作成方法の効率化の推進を含め、今後予定されている基本計画のフォローアップの作業を進めていくことにする。

6 社会の情報基盤としての統計整備に向けて 統計リソースの充実が急務

- (1) 公的統計は、国民の負担によって作成されるものであるため、可能な限り効率的に整備されなければならない。このため、公的統計の有用性の確保・向上を図る観点から、報告者の負担軽減や統計の品質の維持・向上等に留意しつつ、引き続き既存統計の見直しや統計作成方法の効率化を推進する必要がある。
- (2) 一方、昨今の行財政改革の流れを受けて、統計作成部局の人員が大幅削減を余儀なくされていることは、看過できない問題である。例えば、各府省の統計担当職員数は、昭和 55 年度の約 1 万 3 千人から、平成 21 年度には約 3 千 9 百人と約 71%減少しており、同期間における統計担当職員以外の非現業国家公務員の削減率約 43%と比較して大きく減少している。
- (3) 行政組織等が異なるため、一概には比較できないが、我が国における各府省の統計担当職員数（平成 21 年 4 月現在：3,908 人）と、主要国の統計担当職員数を比較すると、アメリカ（平成 21 会計年度現在：12,801 人）、イギリス（平成 20 会計年度現在：6,899 人）、フランス（平成 21 年 1 月現在：7,919 人）等となっており、我が国の統計リソースが、他国と比べて充実しているとは言い難い。
- (4) 特に、我が国の国民経済計算作成のためのリソースが国際的にみても著しく脆弱な状況であることは、OECD や IMF から指摘されている。例えば、OECD によれば²、国民経済計算の作成に従事している者の人数（平成 18 年時）は、我が国の 47 人³に対し、アメリカ 174 人、イギリス 107 人、フランス 127 人となっている。また、人材の質の面でも、高度な専門性が要求されるにもかかわらず、頻繁な人事異動の結果、専門家が育成されていないとの指摘がなされている⁴。
- (5) 我が国の経済・社会が複雑・高度化する中であって、合理的な意思決定を行うための基盤となる公的統計に対する要求水準は、質・量ともに高まっており、質の向上や体系的な整備とともに、新たな統計整備への対応等が今後の課題となっている。これらの課題を着実に解決し、精度が高い統計を作成し続けるためには、

² OECD. *Survey on National Accounts Resources: Summary of the Results*, Document prepared for Working Party on National Accounts, 15 February, OECD, Paris, 2007.

³ 平成 22 年 1 月時点では、55 人。

⁴ IMF. *Japan: Report on Observance of Standard and Codes—Data Module, Response by the Authorities, and Detailed Assessment Using the Data Quality Assessment Framework*, IMF Country Report No. 06/115, IMF, Washington, D.C., 2006.

必要な統計担当職員数の確保のみならず、統計関連業務に精通した中核的職員の育成や大学等の研究者とのより一層の連携強化が、急務である。特に、上記3の(3)で指摘した分野については、優先的整備が必要であり、政府全体として、基本計画に基づいた取組を進めることが重要である。

国民経済計算の整備と各種関連基礎統計の改善

1 課題

- (1) 国民経済計算は、経済・社会に関する基本的な統計として、公的統計の根幹を成しているものであり、国の基本政策の立案及び決定に当たっての基礎ともなっていることから、精度の高い推計が求められている。
- (2) 国民経済計算の精度については、四半期推計の改定幅や年次推計との乖離が主要国と比べて大きいなどの指摘がある。精度向上には推計方法の改善が求められる一方、問題が推計に使用している一次統計の振れ・ノイズ等に起因するものもあることなどから、一次統計の充実も重要である。
- (3) 国民経済計算の精度は、原則5年ごとの基準年次推計に決定的に左右される。このため、基準年次推計がベンチマークとしている産業連関表(基本表)の精度向上を図るとともに、国民経済計算との整合性を更に高めることが不可欠である。

2 統計整備に向けた取組の方向性

(1) 国民経済計算の精度向上のための推計方法の見直し

四半期推計の改定幅の大きさや年次推計との乖離に関しては、各段階において利用する一次統計を反映した推計方法の違いに基づく部分があるため、当面は利用する基礎統計の選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む)などを見直すことが必要である。

さらには、基礎統計の整備との連携を図り、基礎統計をより有効に活用できるよう四半期推計と年次推計を総合的に検討し、最適な推計方法を定めることなどが必要である。その際、経済センサス 活動調査の実施に伴う新たな年次推計方法の確立、支出面及び生産面からの年次推計値の調整などについても、対応を図る必要がある。

(2) 国民経済計算の作成に必要な一次統計の充実

一次統計の振れ・ノイズや改定に起因する問題の是正や、行政記録情報等の活用を含めた基礎統計の充実を図るため、消費推計のための家計に対する標本調査の充実⁵、設備投資推計のための企業に対する標本調査の充実⁶、公的資本形成推

⁵ 四半期推計の個人消費については、高額商品は、「家計調査」(標本数約8,700)より標本数が多い「家計消費状況調査」(標本数約30,000)を用いており、これらの動向をよりの確に把握するため、その調査項目を拡充し、単身世帯も含め十分な調査世帯標本数を確保して、マクロの家計消費動向を捉える

計のための統計整備⁷、在庫推計のための統計整備⁸などを進めることが必要である。

- (3) 産業連関表(基本表)の精度向上と国民経済計算との整合性の更なる向上
産業連関表(基本表)における生産構造及び中間投入構造をより精確に把握するため、経済センサスによるより詳細な生産構造の把握や各種の投入調査(各アクティビティの中間投入構造を調査)の精度向上を図ることが必要である。産業連関表(基本表)と国民経済計算との整合性を更に高めるため、両者について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply-Use Tables)/IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討することが必要である。

3 統計の統合プランについて

- (1) 統計の統合プランには、家計調査と家計消費状況調査に関する統合が含まれているが、既述した消費推計のための家計に対する標本調査を充実するという趣旨を踏まえて検討することが必要である。
- (2) これら以外でも、国民経済計算に利用している一次統計に関する統合も含まれており、国民経済計算の推計精度が確保されるよう十分な留意が必要である。

4 国民経済計算の整備に必要なリソースの確保

- (1) 国民経済計算推計のためのリソースは、人数の面からも、必要な専門家の育成など人材の質の面からも、国際的にみても著しく脆弱な状況にある。
- (2) このような状況を克服し、国民経済計算に関する課題に着実に取り組むため、質及び量ともに諸外国と遜色のない統計リソースを確保するほか、推計方法の抜本的見直し、システム開発などを行うために、一定期間、大学等の研究者や中核的職員を集中的に投入することが必要である。

統計調査を整備することが必要である。

⁶ 設備投資推計については、「四半期別法人企業統計調査」を利用しているが、この統計については、標本入れ替えに伴う「断層」の問題を生じさせていると指摘されている(このため設備投資推計では断層処理を行っている)。特に、資本金1000万円~2000万円の企業では、90年の商法改正を受けて96年以降に急遽資本金を増強した零細企業と比較的規模が大きい中小企業が混在しており、「振れ」を強める原因となっている可能性がある。このため、「法人季報」の資本金1000万~2000万円の標本抽出方法の見直すこと(売上高で細分化して層化抽出を行うこと等)が必要である。

⁷ 公的資本形成の推計では、現在は、「建設総合統計」の計数を用いて推計が行われているが、カバレッジや標本誤差の問題、一部データが1次QEに間に合わない等から、2次QE段階での改定や、決算データを用いて推計される確報との乖離が生じる場合があり、中央政府だけでなく地方分も含めた、公共事業予算の執行状況に関する統計を整備することが必要である。

⁸ 民間在庫推計については、流通在庫などを中心に、推計のための基礎統計を整備する必要がある(アメリカでは製造業や商業の月次統計を利用)。

(3) 上記に述べた国民経済計算推計の基礎となる一次統計の充実及び産業連関表の精度向上等に必要なりソースを確保することも不可欠である。

サービス産業関連統計の整備

1 課題

- (1) サービス産業は今やGDP比で約7割を占めており、我が国の経済の中での重要性が高まってきているとともに、その規模や活動内容について拡大・多様化が進んでいる。こうした産業構造の変化に対応して統計も整備されることが求められている。
- (2) しかしながら、サービス産業については、その活動を明らかにし、質と量の両面を適切に把握するための統計の整備状況がいまだ不十分との指摘がある。また、複数府省の所管にまたがるサービス産業は、個々の業種ごとにモザイク状に整備されているとの問題点が指摘されて久しい。
- (3) こうした中、サービス産業の売上高等を幅広く月次で調査するサービス産業動向調査が20年7月から開始され、また、周期調査として経済センサスについても、サービス産業を含む経済活動の網羅的な把握が期待されている。今後、これらの統計整備の着実な実施に加え、年次での構造把握が未整備な分野への対処など、サービス産業関連の統計整備について一層の推進が求められている。

2 統計整備に向けた取組の方向性

(1) 経済センサスを軸としたサービス産業関連統計の体系的整備

経済センサス - 活動調査は我が国の全産業分野における経済活動を同一時点で網羅的に把握し、その実態を明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の母集団情報として利用されるなど、サービス産業統計の整備において最も基礎となる統計調査である。今後予定される経済センサス - 活動調査は、こうした本統計の重要性を鑑み、円滑かつ的確に実施される必要がある。さらに、この経済センサスを軸として、サービス産業関連統計について網羅性・比較可能性を確保する整備を進める必要がある。

(2) サービス産業動向調査の基幹統計化

サービス産業動向調査は、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで明らかにする統計調査であり、今後、四半期別GDP速報をはじめとして景気動向指数や第3次産業活動指数といった各種経済指標の精度向上等への活用が期待されている。これまで蓄積したデータを基に、調査方法、推計方法、欠損値補完方法等の検討を行い、基幹統計化に向けた整備が必要である。

(3) サービス産業関連活動を適切に捉えるための検討

経済活動における位置付けが高まるサービス産業に対して、適切な政策立案・評価分析を行うためには、参入・退出や業態の変容の激しいサービス産業全体の構造を適切に把握する必要がある。しかし、事業所単位で産業横断的に捉える年次統計が不十分であるとの指摘がある。このため、年次での構造把握についても検討を進める必要がある。また、多様かつ生産量や価格の把握が困難なサービス産業に関する生産性の分析には、社会的・政策的なニーズを配慮することや、国際動向を踏まえた研究を行うことなどにより、統計整備を進める必要がある。

(4) 企業内部・企業グループ内でのサービス活動、外部委託に関する統計整備

企業内部・企業間の分業状況は大きく変化してきており、企業内・企業グループ内のサービス活動が増大している。しかしながらこうした活動は売上高等の把握を第一義として整備されてきた既存の統計調査では十分に捉えられておらず、企業の組織内活動と業務の外部化の状況把握について整備を進める必要がある。

3 統計の統合プランについて

統計の統合プランには、サービス産業動向調査と特定サービス産業動態調査に関する統合が含まれているが、サービス産業全体の体系的把握に向け、関係府省が協力し、整備を進める必要がある。

4 サービス産業の統計整備のための環境について

サービス産業関連の統計整備については、経済センサス - 活動調査の着実な実施が必要であり、更に上記を始めとする課題の解決のため、統計ニーズに応じたリソースの確保など適切な対処が必要である。また、多様化するサービス産業の把握のためには、統計調査の実施のみならず、行政記録情報等を積極的に活用し、効率的に統計を作成する方向での検討も必要である。

新たな政策課題に対応可能な統計の整備

1 課題

- (1) 少子高齢化の進展、労働市場の多様化・複雑化、貧困問題の顕在化、ワークライフバランスの実現や地球環境問題に対する関心の高まりなど、我が国経済・社会状況は大きく変化している。また、こうした変化を多面的・総合的に捕捉することができる指標開発の必要性も指摘されている。しかしながら、このような環境変化を的確に分析し、必要な政策を実行するための関連統計が十分整備されているとは現状では言い難い。
- (2) また、「証拠に基づく政策立案」(evidence-based policy making)への要請が高まっており、例えば、平成21年12月末に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」においても、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーションに関連する各種政策を確実に実現するため、各政策の達成状況を評価・検証することとされている。
- (3) このため、我が国経済・社会の状況変化を把握するだけでなく、「新成長戦略(基本方針)」等に関連した新たな政策の進捗状況・成果をも正確に把握できるような統計整備が求められている。

2 統計整備に向けた取組の方向性

- (1) 少子高齢化等の進展やワークライフバランスに対応した統計の整備
男女共同参画の視点を踏まえつつ、結婚、出産、子育てと就業が両立できる環境作りなどに関する実態を把握することが重要であることから、特に以下の取組が必要である。
配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、標本精度を高め、地域別に詳細なデータを得るため、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討
就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討
- (2) 労働市場の実態把握に関する統計の充実
社会的な問題となっている雇用格差問題(雇用条件の待遇均等・均衡問題、ワーキング・プア問題等)の実態を捕捉するため、雇用形態間の賃金・所得・労働時間の格差を把握することが重要であることから、特に以下の取組が必要である。

非正規雇用の雇用形態、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握する統計調査について、調査の内容や実施時期等について検討

労働者の自発的な離職・転職等のほか、雇用主側の事情による雇用調整（不本意非正規労働者化等）や雇用形態の転換、賃金・所得の変化が継続的に把握できるような統計整備の検討

実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討

（３）環境、健康、観光に関する統計の充実

「新成長戦略（基本方針）」では、環境、健康、観光の３分野で新たな需要を創造し、雇用を創出するとともに、国民生活の向上を図るとしている。このため、これら３分野に関連する新たな政策の進捗状況・成果を正確に把握することが重要であることから、特に以下の取組が必要である。

環境に関する統計については、整備すべき分野が多岐にわたることから、既存の関連分野の統計の活用・改善により必要な情報が得られる事項を中心に、温室効果ガス問題と廃棄物・副産物の実態を的確に把握する統計の整備

医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロで捉える統計の整備

既存の観光統計（旅行・観光消費動向調査、宿泊旅行統計調査等）の充実に図るとともに、都道府県観光統計の統一基準を作成

（４）社会進歩を測る指標開発の検討

我が国の経済・社会状況を的確に把握するため、従来のGDPを中心とした観点だけでなく、生活の質（quality of life）や持続可能性等も勘案した多面的・総合的な観点からの指標開発が求められている。

現在、仏政府やOECDで進められている当該分野に関する指標開発の動向等を参考にしつつ、我が国における指標開発の可能性についても検討することが重要である。

3 統計の統合プランについて

近年顕在化しつつある貧困問題や非正規労働の実態をより詳細に把握することが求められており、そのためには、関連統計の相互の連携を意識しながら、体系的に統計整備を進めていく必要がある。統合プランの具体化を検討するに当たっては、貧困問題や非正規労働の関連統計の体系的整備に支障が生じないかどうかという点について留意が必要である。

(資料3)

統計委員会委員名簿(基本計画部会委員名簿)

(50音順・敬称略・委員長(部会長))

| | |
|--------|----------------------------|
| 縣 公一郎 | 早稲田大学政治経済学術院教授 |
| 阿藤 誠 | 早稲田大学人間科学学術院特任教授 |
| 安部 由起子 | 北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授 |
| 井伊 雅子 | 一橋大学国際・公共政策大学院教授 |
| 宇賀 克也 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 佐々木 常夫 | (株)東レ経営研究所特別顧問 |
| 首藤 恵 | 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 |
| 椿 広計 | 情報・システム研究機構統計数理研究所教授 |
| 津谷 典子 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| 樋口 美雄 | 慶應義塾大学商学部教授 |
| 廣松 毅 | 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授 |
| 深尾 京司 | 一橋大学経済研究所教授 |
| 山本 拓 | 日本大学経済学部教授 |

全ての統計委員会委員は、基本計画部会の委員を兼ねている。